

令和 8 年度 ひろしまユニコーン 10 CFO BASE
「特許戦略策定・出願支援」募集要項

1. 目的・趣旨

広島県では、企業価値が高く急成長するユニコーン企業を 10 年間で 10 社創出することを目標とした「ひろしまユニコーン 10」プロジェクトに令和 4 年度から取り組んでいます。このプロジェクトを通じて、「挑戦することが当たり前の土壌づくりや文化の醸成」を目指しています。

これを踏まえ、令和 8 年度 ひろしまユニコーン 10 CFO BASE「特許戦略策定・出願支援」では、「ひろしまユニコーン 10」プロジェクトの一環として、県内スタートアップ等が事業拡大に先立ち特許戦略を構築し、その権利化を進めるために必要な費用を支援します。

これにより、特許を企業価値向上や資金調達加速のための戦略的基盤として活用できる企業の創出を目指すとともに、新たに知財活用に取り組む企業を後押しすることで、特許活用の裾野拡大及びエコシステム全体の成長促進を図ります。

2. 支援概要

県内スタートアップ等を対象に、特許戦略の策定及び権利化に必要な出願関連費用を支援します。

これにより、知的財産を戦略的に活用し、資金調達や事業成長を実現するロールモデル企業の創出を目指すとともに、県内スタートアップ等における特許活用の裾野拡大を図ります。

3. 支援対象経費及び限度額

以下の対象費用について、区分（国内出願／海外出願）ごとに、次の負担割合及び上限額により支援します。

（1）対象費用

- ・ 特許出願料
- ・ 出願審査請求料
- ・ PCT 国際出願に係る費用
- ・ 外国特許庁等への出願費用
- ・ 先行技術調査費用
- ・ 弁理士費用（出願書類作成等）
- ・ その他、特許の権利化に必要なと認められる費用（特許侵害訴訟費用、外国出願に伴う翻訳料等）

(2) 負担割合・上限額

区分	負担割合	上限額
国内出願	対象費用の2/3以内	40万円
海外出願 (PCT国際出願等を含む)	対象費用の2/3以内	60万円

- ※ 申請は1社につき1出願までとし、同一の支援対象者による複数申請は原則認めません。
- ※ 市場価格よりも相当程度高い費用と認められる場合、当該増額部分は対象とならない場合があります。

4. 対象者

次に掲げる要件をすべて満たす者を支援対象者とします。

- ・ 広島県内に本店登記もしくは拠点を有する企業、又は住所もしくは拠点の所在地が広島県内の個人事業主であること
- ・ 申込時点で法人格がない場合、原則として令和8年度末までに広島県内に法人登記をすること
- ・ 「ひろしまユニコーン10」プロジェクトの目的を理解し、本支援活用により事業の更なる成長を目指すこと
- ・ 本支援による成果や効果について広島県の取材に応じ、その内容を県のホームページ等で公開する等、モデル企業としての活動に協力することに同意できること
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者でないこと

5. 対象期間

令和8年4月1日から令和9年2月28日までに発生し、かつ支払が完了する費用について支援対象とします。

- ※ 費用の発生時期に関わらず、別途定める1次募集、2次募集のいずれでも申請可能です。

6. 募集期間

1次募集 令和8年6月4日（木）から令和8年9月30日（水）

2次募集 令和8年11月2日（月）から令和9年1月20日（水）

- ※ 応募は各締切日までに受け付けた申請を一括して審査します。なお、1次募集分の審査の結果、予算上限に達した場合は、2次募集を行わないことがあります。

7. 申請方法

「支給申請書（申請様式）」に必要事項を記入のうえ、添付書類を揃えて、本要項「13. 提出先及び問い合わせ窓口」記載の運営事務局まで電子メールにより提出してください。

【提出書類】

- ① 支給申請書
- ② 会社概要（任意様式）
- ③ 見積書、請求書、契約書等支出（予定）額がわかる書類の写し
- ④ 領収書、振込受付書等の支出実績がわかる書類の写し

- ※ 出願概要や技術内容を補足する参考資料がある場合は、任意で添付いただけます。
- ※ 「②会社概要（任意様式）」について、ピッチ資料等も可としますが、会社概要に相当する情報が含まれる内容としてください。
- ※ 「④領収書、振込受付書等の支出実績がわかる書類の写し」について、申請時点で支払が完了していない場合は、申請時点での提出は不要です。お支払後、速やかに事務局まで提出をお願いいたします。
- ※ 審査状況・申請内容に応じて追加資料をお願いすることがありますので、予めご了承ください。

8. 審査、選定及び支払額確定

提出された書類に基づき、以下の審査項目及び配点により審査を行い支援対象企業を選定します。選定された企業については、支援対象経費を確認の上、支給額を確定します。

なお、審査は、1次募集期間及び2次募集期間ごとに、各期間内に提出された申請について実施し、第1次募集において支援総額が予算額に達した場合は、第2次募集を実施しないことがあります。

	審査項目
1	特許の活用を通じて、今後の事業成長や競争優位性の確立が期待できるか
2	特許の取得目的や役割が明確で、経営戦略と知財戦略が一体で説明されているか
3	経営陣が知的財産の重要性を理解しており、知財戦略を重視した外部専門家の活用や組織体制の構築に取り組んでいるか
4	特許の取得・活用に新たに取り組む事業者であるか
5	広島県内におけるスタートアップ成長モデルとして、他事業者への波及効果が期待できるか
6	「ひろしまユニコーン10」プロジェクト過去採択先※であるか（加点対象）

※ 「『ひろしまユニコーン 10』プロジェクト過去採択先」とは、以下のプログラムに採択された実績のある事業者のことをいいます。

- ・令和4年度～令和7年度「ひろしまユニコーン 10」アクセラレーションプログラム
- ・令和6年度～令和8年度「ひろしまユニコーン 10」ASIA CO-CREATION PROGRAM
- ・令和7年度「ひろしまユニコーン 10」Hiroshima Launchpad: North America 2025
- ・令和8年度「ひろしまユニコーン 10」BEYOND BORDERS SUPPORT

9. 支払

支給確定通知後、下記スケジュールにて申請様式に記載いただいた指定口座への振込により支払います。ただし、事務局が指定する期日までに必要書類の提出がされない場合、支給が遅れるか支援の決定を取り消す場合があります。

【振込時期（予定）】

第1次募集選定案件 令和8年12月30日（水）

第2次募集選定案件 令和9年3月31日（水）

10. 返還・取消

以下の事由に該当した場合、支援の決定を取り消すとともに、既に支給した資金の返還を求められます。

- ・ 偽りその他不正な手段により、支援を受けた場合
- ・ 支援対象経費に該当しない用途で、資金を使用した場合

11. その他

来年度以降、本支援の支援企業に対して、事業の進捗状況や売上、雇用状況、特許の活用状況等について、必要に応じて県から報告を求められますので、可能な限りご回答ください（いただきました資料は内部資料とし、対外的に公表することはありません）。

12. 実施主体

広島県商工労働局 イノベーション推進チーム イノベーション環境整備担当

13. 提出先及び問い合わせ窓口

運営事務局：広島ユニコーン10 CFO BASE 運営事務局（有限責任監査法人トーマツ）

E-mail：cfobase_hiroshima@tohmatu.co.jp

TEL：080-3480-7448

（担当）児玉・清老・中藤

以上